

2020

ジック少額短期保険株式会社の現状

ディスクロージャー誌

2019.4.1～2020.3.31



目次

ごあいさつ

シノケングループの概要

1 当社の概況および組織

経営理念	3
会社の特色	3
会社の沿革	3
経営の組織	4
株式の状況	5
役員の状況	5

2 主要な業務の内容

取扱商品	6
保険の募集	8
再保険の状況	9
保険金のお支払	9
支払時情報交換制度	11

3 主要な業務に関する事項

2019年度における業務の概況	12
直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	13
直近の2事業年度における業務の状況	14
責任準備金の残高の内訳	18

4 運営に関する事項

リスク管理の体制	19
法令遵守の体制	19
個人情報の取扱いについて	21
反社会的勢力に対する基本方針	22
お客さま本位の業務運営に係る基本方針	22
お客さま相談窓口	23
指定紛争解決機関	23

5 財産の状況

計算書類	24
保険金等の支払能力の充実の状況	29
時価情報等	29

ごあいさつ

皆さま方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年は、9月に台風15号、10月には台風19号が上陸し、更には台風21号と低気圧の影響による豪雨と一昨年に引き続き自然災害が多発いたしました。これらの自然災害で被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

今後も、異常気象を要因とした自然災害の発生は続くと予測されます。万一の際の安心を提供する少額短期保険業者として、当社は迅速に保険金をお支払いし、ご契約者ならびに関係各所の皆様に信頼されるよう一層努力してまいります。

さて、国内の経済状況は、消費税増税の影響が残るなか、世界規模での新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人やモノの動きが強く制限され大幅なマイナス成長に陥っています。日本政府も様々な緊急経済対策を実施していますが、日本経済を牽引していた外国人観光客の回復見込みも不透明であり、引き続き予断を許さない状況にあります。

家財保険の販売に影響を与える不動産業界においても、新型コロナウイルスの影響により多くの企業が営業時間の短縮や自粛を実施し、業界全体に大きな影響が出ました。

このような状況下、当社は親会社であるシノケングループの投資用アパート、マンションの堅調な販売に支えられ、保険料収入は前期比3.9%増の406,945千円となり、12期連続の増収を達成することができました。

しかしながら、最終損益は千葉県を中心に風水害による保険金の支払い増加や、組織体制強化による事業費増加により、▲1,231千円の赤字となりました。今後につきましては、シノケングループと一層のシナジーを追求し、収益性向上と企業価値向上を推進し、少額短期保険事業の業容拡大を目指して参ります。

あらためて皆さまのご支援、ご愛顧に感謝申し上げますとともに、当社の経営や事業内容につきまして、より深くご理解いただくための資料として「2020ジック少額短期保険株式会社の現状」を作成いたしました。

本冊子により、当社およびシノケングループに対する皆さまのご理解が深まり、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2020年7月

ジック少額短期保険株式会社

代表取締役社長 菅沼 敏和

シノケングループの概要

株式会社シノケングループは、東京証券取引所JASDAQ市場の上場企業です。純粋持株会社として、傘下の各事業会社の経営管理・指導を行っております。

ホールディングカンパニー	株式会社シノケングループ 〒810-0001 福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡 TEL (092) -714-0040(代表) FAX (092) -714-0064
設立年月日	1990年6月5日
資本金	10億9,483万円(2019年12月末現在)
取扱市場	東証JASDAQ市場 証券コード8909
事業内容	各事業会社の経営管理事業(純粋持株会社)
代表取締役社長	篠原 英明
連結売上高	957億86百万円(2019年12月期)
グループ従業員数	1,038名(2019年12月末現在)

グループ傘下事業会社のご紹介(一部抜粋)

株式会社シノケンプロデュース：アパート企画・マーケティング事業

株式会社シノケンハーモニー：マンション開発・販売事業、アパート開発・建築・販売事業

株式会社小川建設：総合建設業

株式会社シノケンファシリティーズ：不動産管理事業・その他の事業

株式会社シノケンアメニティ：ビルメンテナンス事業・マンション管理事業

株式会社シノケンコミュニケーションズ：家賃滞納保証業務、アパートオーナー向け
ファイナンス事業

株式会社エスケーエナジー：LPガス供給販売事業

株式会社シノケンウェルネス：介護関連事業の統括事業

株式会社シノケンオフィスサービス：シノケングループの人事・総務・法務・財務・経理・
経営企画等のサービス事業

SKG INVEST ASIA (HONG KONG) LIMITED：海外事業の経営管理事業

希諾建(上海)物業經營管理有限公司：中国不動産事業

PT.Shinoken Development Indonesia：インドネシア不動産事業

Shinoken & Hecks Pte Ltd：シンガポール不動産事業

ジック少額短期保険株式会社：少額短期保険事業、損害保険代理事業

1 当社の概況および組織

経営理念

シノケングループでは、以下の3本柱を経営の理念に掲げております。

- 一. お客さまの成功がすべて
- 一. 感謝の気持ちを忘れない
- 一. チャレンジスピリッツ

また、当社は、以下の2つの経営理念を掲げています。

1. お客さまから信頼される保険業者であり続けること
2. 現状維持に甘んじず、未来に向かって変革し続けること

会社の特色（経営方針）

当社は、以下の3つを経営方針に掲げております。

①お客さまの不安、不便、不満を解消する保険商品を提供すること

既存の損害保険、生命保険にないユニークな保険商品を開発、販売しお客さまに安心を提供いたします。

②保険業者として世界の持続可能な開発・成長に貢献すること

地球環境、世界動向と無縁では人々暮らせないことを自覚し、未来の地球、世界の在り方に関心を持ちながら、SDGs達成に向け課題や問題解決に取り組んでいきます。

③あらゆる人々が活躍できる企業であること

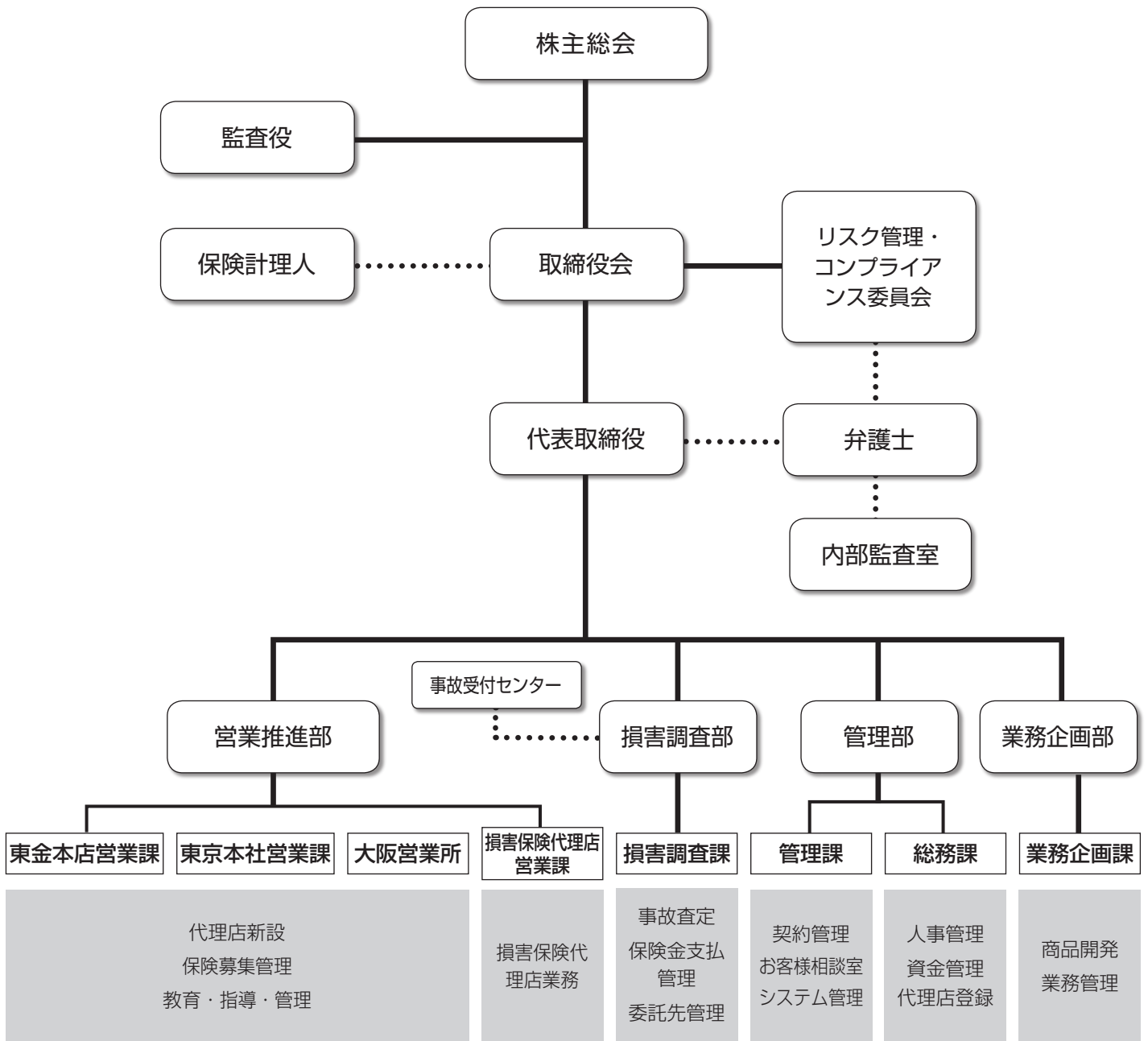
従業員の働き方改革、多様性に対応した労働環境を構築し、ダイバーシティ・マネジメントを推進いたします。

会社の沿革

2001年9月	損害保険代理店などの出資により株式会社ジックを設立
2002年7月	F & R共済会（任意団体）の業務を受託
2006年3月	保険業法改正を受けF & R共済会が当社に事業譲渡
2006年5月	特定保険業者としての届出を千葉財務事務所に提出
2008年5月	千葉県初の少額短期保険業者として関東財務局に登録、社名をジック少額短期保険株式会社に変更
2010年11月	関東財務局の兼業承認を得て損害保険代理業に進出
2013年9月	株式会社シノケングループ等を引受先とする第三者割当増資を実施し、株式会社シノケングループの連結子会社となる
2014年7月	賃貸住宅生活者総合保険の販売開始
2015年8月	東京都港区に東京支店（現 東京本社）開設
2015年9月	シノケンの家賃補填保険（賃貸経営サポート保険）の販売開始
2017年3月	賃貸住宅生活者総合保険改訂、包括契約に関する特約等を新設
2018年10月	関東財務局の兼業承認を得て、新たに三井住友海上保険の損害保険代理業務を開始
2019年9月	大阪府大阪市淀川区に大阪営業所開設
2020年7月	賃貸住宅生活者総合保険2の販売開始

経営の組織

当社の組織 (2020年7月1日現在)



所在地

本店：〒283-0068
 千葉県東金市東岩崎15-6
 電話 0475 (50) 2240 (代)

東京本社：〒105-0013
 東京都港区浜松町1-28-13 浜松町フォーラムビル401
 電話 03 (6870) 6777 (代)

大阪営業所：〒532-0011
 大阪府大阪市淀川区西中島4-4-11 太陽ビル
 電話 06 (6476) 9078 (代)

株式の状況

①株式数

発行可能株式総数	2,000 株
発行済株式の総数	1,000 株

② 2019 年度末株主数 4 名

③主要な株主（全株主）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社シノケングループ	500 株	50.0%
菅沼 敏和	263 株	26.3%
篠原 英明	167 株	16.7%
朝日火災海上保険株式会社 (現 楽天損害保険株式会社)	70 株	7.0%

(2020 年 3 月 31 日現在)

役員の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
菅沼 敏和	代表取締役 経営管理、業務企画、 事務管理、コンプライアンス	—	—
三浦 義明	取締役	株式会社シノケングループ 取締役 常務執行役員	—
玉置 貴史	取締役	株式会社シノケングループ 執行役員	—
川村 峰生	取締役 営業推進	—	—
井上 勝次	監査役	株式会社シノケングループ 社外監査役	税理士

(2020 年 7 月 1 日現在)

2 主要な業務の内容

取扱商品：賃貸住宅生活者総合保険2（ペットネーム：生活安心総合保険2）

①特 徴

日本初の賃貸人等を被保険者とする「孤立死原状回復費用」など5つの特約を有していた少額短期家財保険で初めてとなるリスク細分型家財保険「賃貸住宅生活者総合保険（ペットネーム：生活安心総合保険）」をリニューアルした商品。

2020年7月1日より販売開始。近年多発する自然災害への備えを一層充実させると共に社会問題ともなっている「孤立死」事故への補償を拡充した入居者やオーナー、管理会社のニーズを取り入れた商品です。

主な変更点は以下の通りです。

- ・風水害損害保険金の保険金額を家財損害保険金額と同額へ引上げ
（従来商品は家財保険金額の10%）
 - ・孤立死原状回復費用保険の保険金額を100万円に引上げ
（従来商品は50万円）
 - ・入居者が賃貸住宅以外で死亡した場合の遺品整理費用保険を新設
 - ・孤立死原状回復費用保険と遺品整理費用保険に関して、賃貸人が当社へ直接原状回復費用等に係る債権額を請求できる条項を新設
- 契約プランは、「学生・単身者向け」2コース、「単身者・カップル向け」3コース、「カップル・ファミリー向け」3コースをご用意しています。

補償内容は、従来商品のワイドプランに一本化し、保険期間は1年間もしくは2年間となります。

②補償内容

担保種目		補 償 内 容
賠償責任保険	個人賠償責任保険	賃貸住宅の使用・管理に起因する漏水等により、他人の財物を破損させた等の賃貸住宅内より発生した偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金を支払う。
	借家人賠償責任保険	火災、破裂・爆発事故により、賃貸住宅に損害を与え、家主（転貸人を含む）に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金を支払う。
損害保険	家財損害保険	次の事故によって家財に生じた損害に対し、再調達価額を基準に保険金を支払う。 火災、落雷、破裂・爆発、落下・飛来・衝突等、水ぬれ、暴力行為・破裂行為、破損・汚損等。
	盗難損害保険	盗難事故によって家財に生じた損害に対し、時価額を基準に保険金を支払う。
	風水害損害保険	風災・雪災、水災等の事故により家財に生じた損害に対し、再調達価額を基準に保険金額を限度に実際の損害額を支払う。

担保種目		補償内容
費用保険	修理費用保険	事故や居住者の過失により、賃貸住宅内の建具等を破損させた場合や賃貸借契約に基づいて軽微な修理を行った場合の費用を支払う。
	罹災費用保険	火災などで家財が損害を受け保険金が支払われる場合、消防署、自治体などへの罹災手続き等の費用を支払う。
	緊急宿泊費用保険	火災などで賃貸住宅が安全に日常生活を営むための住居としての機能が著しく損なわれた場合、臨時に生じる宿泊費用等を支払う。
	罹災転居費用保険	火災や風水害により、賃貸住宅が住居としての機能を著しく失い居住できなくなった場合、事故の日からその日を含めて30日以内に被保険者が負担した転居費用を支払う。
	残存物撤去費用保険	火事や風水害により、損害を受けた家財の残存物の取り壊し・搬出・清掃に支出した費用を支払う。
	ドアロック交換費用保険	ピッキングによる盗難に遭い、その再発を防止するためドアロックの交換や防犯装置等を設置した場合、1事故あたり3万円を限度に支払う。
	孤立死原状回復費用保険	賃借人である被保険者が賃貸住宅内で孤立死したことによって、賃貸住宅が損害を受け、被保険者に代わって原状回復費用を負担した者に対して、孤立死原状回復費用保険金を支払う。
遺品整理費用保険	賃借人である被保険者が死亡したことにより、賃貸住宅の賃貸借契約等が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品整理を行うべき者が、被保険者の遺品整理のための費用を負担したとき、遺品整理費用保険金を支払う。	

③契約例

保険期間 2 年間

保 険 金 額				
賠償責任保険		損害保険		
個人賠償責任保険	借家人賠償責任保険	家財損害保険	盗難損害保険	風水害損害保険
1000万円	1000万円	346万円	69.2万円	346万円

保 険 金 額							
費用保険							
修理費用保険	罹災費用保険	緊急宿泊費用保険	罹災転居費用保険	残存物撤去費用保険	ドアロック交換費用保険	孤立死原状回復費用保険	遺品整理費用保険
100万円	34.6万円	20万円	30万円	17.3万円	3万円	100万円	50万円

- 上記の保険料 20,000 円
- 家族構成等により 142.3 万円から 651.5 万円までの範囲で適切な家財の保険金額を選択することができる。この場合、保険料は 16,000 円より 26,000 円の範囲で設定されている。保険期間は、1 年契約または 2 年契約が選択でき、1 年契約の保険料については、2 年契約の半額となっている。
- 上記にプラスして、『地震災害費用保険』『ペット諸費用保険』『ストーカー対策費用保険』『ホームヘルパー費用保険』の各特約を追加保険料を負担して契約することができる。(複数の特約をセットできる)

取扱商品：シノケンの家賃補填保険（ペットネーム：賃貸経営サポート保険）

①特 徴

シノケングループが販売する投資用アパート・マンションをご購入して頂いたお客さまで、かつ、シノケンファシリティーズに賃貸管理業務を委託して頂いている物件のオーナー様向けの商品。

不幸にして死亡事故が発生してしまった賃貸住宅では、その後、空室・家賃値引き等による家賃収入の損失や各種費用負担が重く、また、ローン返済中のオーナー様にとっては賃貸経営上の大きなリスクと予測されます。当商品を活用した新サービスの適用を受ける事で、これらのリスクを回避できるようになります。オーナー様にとっては「安心してお部屋を貸すことができる」というメリットがあります。

賃貸住宅内で発生した死亡事故（自殺・他殺・傷害致死・孤立死）によって、賃貸住宅が「事故物件」※になったことによって生じた家賃収入の損失や当該事故によって生じた賃貸住宅の汚損等による損害にかかる費用を保証します。

※「事故物件」とは、心理的瑕疵有として告知義務が生じた物件を指します。

②補償内容

担保種目		補 償 内 容
利益 保険	家賃収益等 損害保険	賃貸住宅が「事故物件」となった事によって生じた家賃収入等の損失を補償 ★家賃の30%を3年間分（36ヶ月）の補償
費用 保険	原状回復費用保険	「事故物件」となった賃貸住宅の清掃・消臭費用、修理費用、遺品整理費用等の原状回復のための費用を補償。 ★最大、家賃6ヶ月の補償

③契約例

保険期間 1 年間（平均賃料 6.5 万円・8 戸の場合）

- ・ 上記の保険料 11,400 円
- ・ 賃貸住宅の家賃をベースにしたシンプルな補償プラン商品となっております。

保険の募集

当社の賃貸住宅生活者総合保険・シノケンの家賃補填保険は、少額短期保険募集人による代理店募集により販売しております。

賃貸住宅にお住まいになる方向けの保険商品のため、当社の代理店は主として賃貸住宅を管理する不動産店に代理店委託しております。

保険の募集に際しては、以下の通り勧誘方針を定め、適正な募集活動の推進に努めております。

勧誘方針

1. 保険商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法及びその他の関係法令等を守り適正な販売に努めてまいります。
2. 保険商品の販売にあたっては、お客さまに内容を十分にご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
3. お客さまの保険に関する知識、加入目的、財産等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に即した適切な保険商品のご案内に努めてまいります。
4. 保険商品の販売にあたっては、お客さまの立場にたって、時間、場所等について十分に配慮するよう努めてまいります。
5. 万一事故が発生した場合の保険金の支払につきましては、ご契約の内容に従い、迅速、適確に手続きが行われるよう努めてまいります。
6. お客さまの個人情報情報は適切に管理し、プライバシーの保護に努めてまいります。

再保険の状況

当社は、お引受するリスクの分散による事業の安定性確保のために、当社の保険責任の一部を再保険契約しております。

再保険会社の選定については、原則として格付会社よりダブルB以上の格付けを取得している会社を要件としております。

2020年7月1日現在、当社は下記の再保険会社と再保険契約を締結しております。

<p>再保険会社： トーア再保険保険株式会社 キャセイ・センチュリー・インシュアランス（台湾） ラブアン・リー（マレーシア） 出再割合： 90%</p>

保険金のお支払

当社は、保険事故の迅速かつ適切な処理を基本方針としています。基本方針に沿った事故対応ができるよう、それを具体化させた「事故処理マニュアル」、「保険金支払漏れ防止マニュアル」策定し、その徹底を図っております。マニュアルの主な内容は以下の通りです。

事故処理マニュアル

1. 受付

契約者・代理店から事故連絡がきたらその内容（火災、水漏れ、盗難など）を確認し、保険金請求書類を発送する。

* 電話による受付の場合、被害者（けが人）の有無を必ず確認。

お見舞の言葉を忘れずに！

* お客さまの不安を払拭し、スムーズな解決のためにできる限り親身に状況を聴取する。

2. 書類の確認

- * 事故の内容により、関係機関への問い合わせを実施
警察へ被害届の確認。(盗難の場合)
- 消防署への届出の有無の確認。(火災の場合)
- 自治体への被害状況の確認。(水災など自然災害の場合)

3. 協定

支払保険金額を決定後、速やかに被害者（請求者）に支払金額（協定金額）を提示し了解を得る。必要に応じて協定書を送付する。

4. 支払

- 被害者（請求者）の了解を得た（協定完了）ものにつき、支払処理をする。
- * 損害調査部より支払指示を管理部に行う。

5. 完了

保険金の支払後に契約者（請求者）へ保険金支払通知書を書面にて発送する。

* 適切な保険金の支払（査定）のために

- ①基本的な観点：被害に合われたお客さまに、迅速に適切な保険金を支払う。
- ②そのためには
 - (ア) 必要な資料・情報を可能な限り入手する。
 - (イ) 予断、偏見を排除する。
 - (ウ) お客さまにも出来る限り協力して頂く。
 - (エ) 不正請求には毅然と対処する。
- ③査定額の決定：損害調査部は、査定結果について代表取締役へ報告し、決済を受ける。
代表取締役は、必要に応じて外部法律顧問に意見具申を求める。
- ④リスク管理・コンプライアンス委員会
 - 1 事故での支払保険金が当社規定の高額支払い事案に該当する事故が発生した場合は、上記に加えて、再保険会社との協議を行う。
協議内容、事故の概要はリスク管理・コンプライアンス委員会へ報告し、損害率への影響など検討を行い、必要に応じて保険計理人の検証を求める。

保険金支払漏れ防止マニュアル

①長期未請求案件

事故受付後、2ヶ月超経過しても保険金の請求書類が返送されなかった案件は、3ヶ月目に「事故経過照会票」を送付する。送付後1ヶ月以内に連絡がなかった案件は、取扱代理店に状況報告を求め、速やかな請求または請求放棄の結論を得る。

②付随する支払漏れの防止

損害調査部による査定結果に対し、代表取締役は、その金額の妥当性、支払漏れの有無を精査し決済する。
管理部は、決済され支払指示された保険金に関して、付随する保険金の支払漏れの有無に関して保険金請求書類を再チェックし、支払手続きを行う。

③取締役会の関与

定時取締役会において、保険事故の処理状況報告を実施し、保険金の支払が適正に実施されているか？保険金の支払漏れはないか？を常時監督する。

④内部監査

リスク管理・コンプライアンス委員会は、年に2回、損害調査部による保険金支払業務が適正に実施されているかの内部監査を実施する。

支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

* 「支払時情報交換制度」に参加している少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

3 主要な業務に関する事項

2019年度における業務の概況

①事業内容

当社は「賃貸住宅生活者総合保険2」（ペットネーム：生活安心総合保険2）を、2020年7月より、シノケンの家賃補填保険（ペットネーム：賃貸経営サポート保険）を2015年9月より、代理店を通じて販売しております。

②経済環境

当会計年度におけるわが国の経済は、2019年10月の消費税増税による駆け込み需要や、その反動減も前回ほどではなく、全体としては外需の弱さがみられるものの内需の持ち直しにより緩やかな景気回復が持続しています。しかしながら、年度終盤に発生した世界規模での新型コロナウイルスの感染拡大は、わが国経済の大きなマイナス要因となっています。また、企業活動にも大きな影響を与え、特に時差出勤や在宅ワークの導入など働き方の見直しの転換期となりました。国際的には、前年から続く米中経済戦争と称される米中間の通商および国際的な覇権をめぐる争いが泥沼化の様相を呈し、日本経済にとって大きなリスクとなっています。このような状況下、当社は親会社であるシノケングループの投資用アパート、マンション販売に支えられ、大きな成果を上げることができました。

③事業経過と成果

2019年度は、収入保険料が対前期比3.9%の増収、契約数も1.1%の増加となりました。保険金支払については、9月から10月にかけての大型台風の上陸や低気圧に伴う豪雨災害により、対前期比105.4%の増加と極めて厳しい結果となりました。これに伴い再保険収入を加えた保険料等収入は、対前期比14.7%増となりました。

事業費は、会社の拡大のための管理職の採用、社内IT環境の整備といったことが影響し、対前期比6.6%増と収入保険料の増収率を上回りました。その結果、998千円の経常損失、1,231千円の当期純損失の増収減益となりました。

販売網の拡充については、28店の代理店を新設しましたが廃業の代理店が14店あり、純増は14店となりました。この結果、2020年3月末の代理店数は238店となりました。

④今後の課題

お客さまに安心を提供する少額短期保険業者として、事業の安定性と継続性の確保が重要な課題となっております。そのためにこの数年間、財務基盤の強化および将来を担う経営幹部や管理職の積極採用を行ってきました。今後は採用した人材の育成をスピード感をもって進めていくと共に、引き続き財務基盤の強化に努め、事業の安定性と継続性を推進していきます。

財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
収入保険料	386,645 千円	391,521 千円	406,945 千円
正味収入保険料	35,076 千円	41,064 千円	41,236 千円
利息及び配当金収入	0 千円	1 千円	1 千円
経常利益又は経常損失 (△)	16,271 千円	20,787 千円	△ 998 千円
契約者配当準備金繰入額	—	—	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	11,406 千円	12,127 千円	△ 1,231 千円
総資産	119,609 千円	134,958 千円	126,000 千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	11,406 千円 80 銭	12,127 円 16 銭	△ 1,230 円 57 銭

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区 分	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
経常収益	705,094 千円	729,777 千円	823,183 千円
経常費用	688,823 千円	708,990 千円	824,181 千円
経常利益又は経常損失 (△)	16,271 千円	20,787 千円	△ 998 千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	11,406 千円	12,127 千円	△ 1,231 千円
資本金の額 発行済株式の総数	44,000 千円 1,000 株	44,000 千円 1,000 株	44,000 千円 1,000 株
純資産額	48,429 千円	60,556 千円	54,325 千円
保険業法上の純資産額	50,490 千円	63,549 千円	56,130 千円
総資産額	119,609 千円	134,958 千円	126,000 千円
責任準備金残高	41,761 千円	29,817 千円	33,066 千円
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	1,136.4%	1,109.6%	1,059.8%
配当性向	—	—	—
従業員数	10 名	12 名	14 名
正味収入保険料の額	35,076 千円	41,064 千円	41,236 千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	11,406 円 80 銭	12,127 円 16 銭	△ 1,230 円 57 銭

* 正味収入保険料の内訳は以下の通りです。

保険料及び再保険戻金の合計額	413,415 千円
再保険料及び解約戻金等の合計額	372,179 千円
差引	41,236 千円

直近の2事業年度における業務の状況

1. 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

種 目	2018 年度		2019 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	29,091 千円	70.84%	29,933 千円	72.59%
賃貸経営サポート 保険	11,973 千円	29.16%	11,303 千円	27.41%
その他の保険	—	—	—	—
合計	41,064 千円	100.0%	41,236 千円	100.0%

* 正味収入保険料とは、元受収入保険料から再保険料および解約返戻金やその他返戻金控除したものです。

②元受正味保険料

種 目	2018 年度		2019 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	360,247 千円	96.78%	374,667 千円	97.07%
賃貸経営サポート 保険	11,973 千円	3.22%	11,303 千円	2.93%
その他の保険	—	—	—	—
合計	372,220 千円	100.0%	385,970 千円	100.0%

* 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

③支払再保険料

種 目	2018 年度		2019 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	337,265 千円	100.0%	351,204 千円	100.0%
賃貸経営サポート 保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合計	337,265 千円	100.0%	351,204 千円	100.0%

* 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金を控除したものです。

④保険引受利益

種 目	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	17,437 千円	83.89%	△ 3,183 千円	318.93%
賃貸経営サポート 保険	3,350 千円	16.11%	2,185 千円	△ 218.93%
その他の保険	—	—	—	—
合計	20,787 千円	100.0%	△ 998 千円	100.0%

* 保険引受利益とは、経常損益よりキャピタル損益、臨時損益を控除し、その他の収支を加味したものです。

⑤正味支払保険金

種 目	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	7,173 千円	100.0%	14,907 千円	95.28%
賃貸経営サポート 保険	—	—	739 千円	4.72%
その他の保険	—	—	—	—
合計	7,173 千円	100.0%	15,646 千円	100.0%

* 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものです。

⑥元受正味保険金

種 目	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	73,029 千円	100.0%	149,280 千円	99.51%
賃貸経営サポート 保険	—	—	739 千円	0.49%
その他の保険	—	—	—	—
合計	73,029 千円	100.0%	150,019 千円	100.0%

* 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものです。

⑦回収再保険金

種 目	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	65,856 千円	100.0%	134,373 千円	100.0%
賃貸経営サポ ート保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合計	65,856 千円	100.0%	134,373 千円	100.0%

2. 保険契約に関する指標

①契約者配当金

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

種 目	2018 年度			2019 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
生活安心総合保険	24.7%	90.3%	115.0%	49.8%	48.3%	98.1%
賃貸経営サポート保険	—	7.4%	7.4%	6.5%	77.8%	84.3%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合 計	17.5%	66.1%	83.6%	37.9%	56.4%	94.3%

* 正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

* 正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

* 正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

種 目	2018 年度			2019 年度		
	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
生活安心総合保険	20.3%	75.0%	95.3%	39.8%	76.8%	116.6%
賃貸経営サポート保険	—	76.0%	76.0%	6.5%	77.8%	84.3%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合 計	19.6%	75.0%	94.6%	38.9%	76.8%	115.7%

* 元受損害率 = 元受正味保険金 ÷ 元受正味保険料

* 元受事業費率 = 事業費 ÷ 元受正味保険料

* 元受合算率 = 元受損害率 + 元受事業費率

④出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
3 社	100%

⑤支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	出再保険料における割合
A-以上	100.0%
BBB以上	—
その他	—
合 計	100.0%

⑥未収再保険金の額

種 目	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	6,892 千円	100.0%	9,536 千円	100.0%
賃貸経営サポート 保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合計	6,892 千円	100.0%	9,536 千円	100.0%

3. 経理に関する指標等

①支払備金

種 目	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	2,383 千円	100.0%	4,618 千円	100.0%
賃貸経営サポート 保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合計	2,383 千円	100.0%	4,618 千円	100.0%

* 支払備金とは、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害からそれに関わる再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

②責任準備金

種 目	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	25,325 千円	84.93%	25,452 千円	76.97%
賃貸経営サポート 保険	4,492 千円	15.07%	7,614 千円	23.03%
その他の保険	—	—	—	—
合計	29,817 千円	100.0%	33,066 千円	100.0%

* 責任準備金とは、元受契約における普通責任準備金および異常危険準備金からそれに関わる再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

③利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

④損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率上昇のシナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加する発生損害額＝既経過保険料の1% ・ 経常利益の減少額＝増加する発生損害額 ・ 増加する発生損害額を考慮しても異常危険準備金の取り崩しをすべき金額になりません。
経常利益の減少額	397 千円

* 既経過保険料は出再保険分を控除したものです。

4. 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

項 目	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	93,886 千円	69.6%	69,964 千円	55.5%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	93,861 千円	69.6%	69,962 千円	55.5%
総資産	134,958 千円	100.0%	126,000 千円	100.0%

②利息配当収入の額及び運用利回り

項 目	2018年度		2018年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現預金	1 千円	0.001%	1 千円	0.001%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	1 千円	0.001%	1 千円	0.001%

③保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

④保有有価証券利回り

該当ありません。

⑤有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

責任準備金の残高の内訳

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当準備 金等	合計
生活安心総合保険	23,919 千円	1,532 千円	—	25,452 千円
賃貸経営サポート 保険	5,208 千円	2,406 千円	—	7,614 千円
その他の保険	—	—	—	—
合計	29,128 千円	3,938 千円	—	33,066 千円

4 運営に関する事項

リスク管理の体制

当社が少額短期保険事業を営む際に発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等（以下「リスク管理」という。）を行うことにより、少額短期保険事業の健全かつ円滑な運営に資することを目的にリスク管理規程を制定しております。

当社を取り巻く「リスク」とは、次に掲げる業務の遂行を阻害する要因をいいます。

- ① 保険契約引受に関するもの
- ② 資産の運用、資金の流動性に関するもの
- ③ 情報システムに関するもの
- ④ 事務手続に関するもの
- ⑤ コンプライアンスに関するもの
- ⑥ 災害、非常事態に関するもの
- ⑦ 再保険に関するもの（※）

当社はこのようなリスクに対応し、リスク管理・コンプライアンス委員会を取締役会直属の組織として設置し、リスクの防止、回避、軽減に努めてまいります。

（※）当社はトーア再保険株式会社、キャセイ・センチュリー・インシュアランス、ラブアン・リーとの間で比例再保険方式による再保険契約を締結しております。出再割合や出再方式について、リスク管理・コンプライアンス委員会で安全性を第一に検討しております。

法令遵守の体制

少額短期保険事業は、国民生活の安定・向上および経済の発展に密接な関わりを待つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有しています。

当社が、お客さまからの負託や社会からの期待に応え、社会的責任を果たすためには、健全な業務運営を通じて得られるお客さまや社会からの信頼が基礎となることから、確固たる信頼の確立に向けて、「行動原則」および「基本的行動」からなる行動規範を定めております。

I. 行動原則

- ①お客さま本位の行動
- ②コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
- ③社会的責任に基づく行動

II. 基本的行動

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進

お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行う。

2. お客さまや社会との相互理解の促進

お客さまや社会に対し、事業活動に関する情報を正確かつ積極的に伝えるとともに、広くお客さまの声を捉えた上で、誠実に対応し、経営に反映する。

3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底

少額短期保険事業におけるお客さま情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに保護を徹底する。

4. コンプライアンスの推進

お客さまと社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守した公正な事業活動を行う。

5. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力とは断固として対決する。

6. 環境問題への取組みの推進

環境問題への取組みは人類共通の重要課題であるとの認識に立ち、自主的かつ積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動の推進

自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取り組む。

8. 役職員の人権尊重と活力ある職場環境の実現

職員の人権を尊重するとともに、個々の能力が十分に発揮できる、働きやすい職場環境を確保する。

9. リスク管理の徹底

お客さまに対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行う。

10. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客さまや社会に対する説明責任を果たす。

個人情報の取扱について

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護マニュアルを定め、「個人情報の保護に関する法律」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守し、以下の通り個人情報保護宣言を定めております。

個人情報保護宣言

当社では、ご契約者の信頼を第一と考え、個人情報保護の重要性を認識し、お預かりしたご契約者に関する取り扱いに関する方針を定め、その適切な管理・利用と保護に努めています。

①情報の収集と利用目的

当社では、お客さまとのお取引を安全確実に進め、業務上必要な範囲内でお客さまに関する情報を収集させていただいております。これらの情報は、ご本人かどうかの確認、ご申告内容の確認、保険契約の締結、保険金等の支払、弊社商品・その他各種サービスのご案内・ご提供などの目的に利用されます。

②情報の収集方法と種類

主に申込書・契約書や取引書類などに記載・入力された情報を収集しています。お客さまの住所、氏名など保険契約を締結するために必要な情報です。

③情報の第三者への提供

当社は、お客さまに関する情報を第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得します。但し次の場合は例外的にご本人の同意を得ないで、第三者に情報を提供することがあります。

- ・法令に基づく場合。
- ・再保険契約に伴い、当該保険契約の情報を提供する場合。

④情報の保護

当社は、お客さまの情報を正確、最新なものにするよう適切な措置を講じています。また、お客さまへの不当なアクセスなどを防止するため、万全を尽くしています。

⑤お問い合わせについて

お客さまご自身に関する情報開示のご依頼があった場合は、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えしています。また、お預かりした情報が不正確だった場合は、正確なものに変更させていただきます。

お問い合わせ窓口

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎 15-6
ジック少額短期保険株式会社 管理部 個人情報係

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、少額短期保険事業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、下記の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底いたします。

- ① 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全確保に努めます。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素より、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制強化を図ります。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ⑤ 反社会的勢力との事実を隠ぺいするための裏取引や、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

お客さま本位の業務運営に係る基本方針

当社は、「行動原則」において「お客さま本位の行動」を基本理念とし、少額短期保険商品の提案・提供から保険金支払いまでの適切なお客さま対応を推進して参りました。この度、お客さま本位の業務運営をより一層明確化するために本基本方針を策定いたします。

①お客さま本位の業務運営

当社は、少額短期保険事業がお客さまに安心を提供し、お客さまからの信頼を基礎に成り立つ公共性の高い事業であることを認識し、お客さまからの信頼に応えることが最重要との価値観に立ち、全ての業務運営に取り組んで参ります。

②お客さまに最適な少額短期保険商品を提供

当社は、少額短期保険商品の開発にあたって、高度な専門性スキルの向上に努め、お客さまが必要とする最適な商品開発・提供に努めます。

③利益相反の適切な管理

当社は、お客さまに提供する商品やサービスが、お客さまの利益に反する恐れがないかを不断に検証し、利益相反の可能性がある場合には当該利益相反を適切に管理し、お客さまへの十分な情報提供を徹底します。

④適切な保険募集体制の推進

当社は、お客さまに当社保険商品を販売する代理店が、お客さまの意向に即した最適な保険商品を販売していること、全ての代理店が適正な保険募集体制を確立していることを確認し、お客さまに満足していただける適切な保険募集体制の推進に努めて参ります。

⑤お客さまに重要な情報を分かりやすく提供

当社は、保険商品に十分な知識を有しないお客さまが存在していることを認識し、保険募集に係る文章やホームページの内容を、分かりやすく平易な表現で作成する事に留意し、お客さまが誤解しないよう重要な情報を丁寧にお伝えする取り組みを推進して参ります。

⑥お客さまに相応しいサービスの提供

当社は、特定のマーケット（賃貸住宅に係るマーケット、高齢者単身世帯に係るマーケットなど）に対して、お客さまの属性を特定・考慮し、お客さまに相応しい商品の提供や販売方法の改善に留意して参ります。

⑦役職員に対する適切な動機づけの枠組み

当社は、お客さまに最適な補償を提供し、お客さま本位の業務運営を推進するために、役職員一丸となって研さんを深め、本基本方針の浸透に向けた取り組みを推進して参ります。

お客さま相談窓口

当社の商品・サービス等に関するご質問、ご意見、苦情等のお申し出につきましては、下記のお客さま相談窓口で承っております。寄せられたご意見、苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

- ご相談窓口 ジック少額短期保険株式会社
 管理部 お客さま相談窓口
 電話：0120－84－9431
 受付時間：平日の午前9時30分～午後5時（年末年始除く）

指定紛争解決機関

当社との問題を解決できない場合、お客さまの必要に応じて一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する公正・中立な立場の指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」を利用いただくことも可能です。

- 少額短期ほけん相談室 電話：0120－82－1144
 FAX：03－3297－0755
 受付時間：9：00～12：00 13：00～17：00
 （土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）



5 財産の状況

計算書類

① 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2018年度 末	2019年度 末	科 目	2018年度 末	2019年度 末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	93,886	69,964	保険契約準備金	32,200	37,684
現金	25	32	支払備金	2,383	4,618
預貯金	93,861	69,932	責任準備金	29,817	33,066
有価証券	—	—	代理店借	—	—
国債	—	—	再保険借	11,517	10,169
地方債	—	—	短期社債	—	—
その他の証券	—	—	社債	—	—
有形固定資産	340	122	新株予約権付社債	—	—
土地	—	—	その他負債	25,005	19,822
建物	—	—	借入金	—	—
リース資産	—	—	未払法人税等	9,530	2,432
建設仮勘定	—	—	未払金	1,056	—
その他の有形固定資産	340	122	未払費用	5,275	6,663
無形固定資産	12,023	9,840	前受収益	—	—
ソフトウェア	12,003	9,820	預り金	1,249	1,465
のれん	—	—	リース債務	—	—
リース資産	—	—	仮受金	7,895	9,262
その他の無形固定資産	20	20	その他の負債	—	—
代理店貸	3,093	3,892	その他引当金	5,680	4,000
再保険貸	6,892	9,536	退職給付引当金	—	—
その他資産	7,724	20,646	役員退職慰労引当金	—	—
未収金	—	11,966	価格変動準備金	—	—
未収保険料	—	—	繰延税金負債	—	—
前払費用	1,07	747	負のれん	—	—
			負債の部 合計	74,402	71,675
			(純資産の部)		
未収収益	—	—	資本金	44,000	44,000
仮払金	28	—	新株式申込証拠金	—	—
その他の資産	6,619	7,903	資本剰余金	—	—
保険積立金	2,383	3,293	資本準備金	—	—
貯蔵品	3,151	3,515	その他資本剰余金	—	—
敷金	605	615	利益剰余金	16,556	10,325
長期貸付金	480	480	利益準備金	—	500
繰延税金資産	—	—	その他利益剰余金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	繰越利益剰余金	16,556	9,825
供託金	11,000	12,000	自己株式(△)	—	—
			自己株式申込証拠金	—	—
			株主資本合計	60,556	54,325
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	—	—
			新株予約権	—	—
			純資産の部 合計	60,556	54,325
資産の部 合計	134,958	126,000	負債及び純資産の部 合計	134,958	126,000

②損益計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度
経常収益	729,777	823,183
保険料等収入	715,615	821,043
保険料	391,521	406,945
再保険収入	324,094	414,098
回収再保険金	65,856	134,373
再保険手数料	252,128	273,255
再保険返戻金	6,110	6,470
支払備金戻入額	—	—
責任準備金戻入額	11,944	—
資産運用収益	1	1
利息及び配当金等収入	1	1
その他運用収益	—	—
その他経常収益	2,217	2,139
経常費用	708,990	824,181
保険金等支払金	429,595	522,198
保険金等	73,029	150,019
解約返戻金等	19,301	20,975
契約者配当金	—	—
再保険料	337,265	351,204
責任準備金等繰入額	108	5,483
支払備金繰入額	108	2,235
責任準備金繰入額	—	3,248
資産運用費用	—	—
事業費	279,287	296,500
営業費及び一般管理費	270,832	288,719
税金	1,748	1,530
減価償却費	6,707	6,251
退職給付引当金繰入額	—	—
その他経常費用	—	—
経常利益又は経常損失 (△)	20,787	△ 998
特別利益	573	21
支払備金戻入額	—	—
その他特別利益	573	21
特別損失	116	254
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	21,244	△ 1,231
法人税及び住民税	9,117	556
法人税等調整額	—	△ 556
法人税等合計	9,117	0
当期純利益又は当期純損失 (△)	12,127	△ 1,231

* 正味収入保険料の内訳は以下の通りです。

収入保険料	406,945 千円
再保険返戻金	6,470 千円
支払再保険料	351,204 千円
解約返戻金	20,975 千円
差引	41,236 千円

* 正味支払保険金は、15,646 千円です。

* 1株当たりの当期純損失は、△ 1,230.57 円です。

③キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	21,244	△ 1,231
減価償却費	6,707	6,251
保険業法第 113 条繰延資産償却費	—	—
支払備金の増加額（△は減少）	108	2,235
責任準備金の増加額（△は減少）	△ 11,944	3,249
貸倒引当金の増減額（△は減少）	—	—
価格変動準備金の増加額（△は減少）	—	—
利息及び配当金等収入	1	1
代理店貸の増加額（△は増加）	△ 567	△ 799
再保険貸の増加額（△は増加）	993	△ 2,644
代理店借の増加額（△は減少）	—	—
再保険借の増加額（△は減少）	1,961	△ 1,348
その他	—	—
小 計	18,503	5,714
利息及び配当金等の受取額	—	—
利息の支払額	—	—
その他	—	—
法人税等の支払額	△ 9,117	△ 556
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,386	556
	5,714	5,714
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	△ 15,829	23,929
固定資産の取得による支出	4,037	3,850
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出	—	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,792	27,779
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出	—	—
株式の発行による収入	—	—
配当金の支払額配当金の支払額	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	15,811	△ 23,902
現金及び現金同等物期首残高	78,055	93,866
現金及び現金同等物期末残高	93,866	69,964

④株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
前期末残高	44,000					16,556	16,556	60,556
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当						△ 5,000	△ 5,000	
当期純損失(△)						△ 1,231	△ 1,231	△ 1,231
株主資本以外 (純額)								
当期変動額合計						△ 6,231	△ 6,231	△ 6,231
当期末残高	44,000					10,325	10,325	54,325

【注記事項】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

工具器具備品……………4～8年

②無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(2) 消費税等の会計処理の会計処理については、税込処理方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……………2,311千円

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

諸手数料及び集金費……………42,604千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(単位：株)

株式の種類	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000

5. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引内容(注)	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 シノケン グループ	(被所有) 直接 50.00%	役員の兼任	—	—	—	—
親会社の 子会社	株式会社 シノケン オフィス サービス	—	当社商品の販売	代理店 手数料	25,956	代理店 貸	58
			当社システムの開発等	システム 開発費用	5,524	未払費用	—
親会社の 子会社	株式会社 シノケン ファシリティーズ	—	当社商品の販売	代理店 手数料	11,124	代理店 貸	25

(注) 2013年9月30日に当社株式の50%を取得しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しています。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………54,325円08銭

(2) 1株当たりの当期純損失……………1,230円57銭

7. その他の注記

金額単位は、千円未満を切り捨てています。



保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

	2019 年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	58,263 千円
①純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く）	54,325 千円
②価格変動準備金	—
③異常危険準備金	3,938 千円
④一般貸倒引当金	—
⑤その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は 100%）	—
⑥土地含み損益（85%又は 100%）	—
⑦契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—
⑧将来利益	
⑨税効果相当額	
⑩負債性資本調達手段等	—
告示（第 14 号）第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの (⑩ (a))	—
告示（第 14 号）第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの (⑩ (b))	—
⑪控除項目（—）	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	10,251 千円
保険リスク相当額	8,775 千円
R1 一般保険リスク相当額	8,122 千円
R4 巨大災害リスク相当額	653 千円
R2 資産運用リスク相当額	4,593 千円
価格変動リスク相当額	—
信用リスク相当額	699 千円
子会社等リスク相当額	—
再保険リスク相当額	3,799 千円
再保険回収リスク相当額	95 千円
R3 経営管理リスク相当額	267 千円
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times (1/2)\}] \times 100$	1,059.8%

※ ソルベンシー・マージン比率とは、巨大災害発生などの「通常の予測を超える危険」（上表 (B)）に対する「保険会社が保有する支払余力」（上表 (A)）の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されるものです。

時価情報等

① 有価証券等

該当ありません。

② 金銭の信託

該当ありません。

本ディスクロージャー資料は、保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条および保険業法施行規則第 211 条の 37 に基づいて作成した資料です。

ジック少額短期保険株式会社

ジック少額短期保険株式会社の現状 2020

2020 年 7 月

〒 283-0068 千葉県東金市東岩崎 15-6

TEL. 0475-50-2240 FAX. 0475-50-2241

ホームページアドレス <https://www.jicc-ssi.com>